

令和6年4月24日

指定特定相談支援事業所
指定障がい児相談支援事業所
管理者 様

大阪市福祉局障がい者施策部
障がい福祉課長
障がい支援課長

令和6年度報酬改定に係る計画相談支援・障がい児相談支援の
取扱い及び相談支援体制の充実に向けた取組について

平素は、本市障がい福祉施策の推進にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

標題につきまして、厚生労働省・こども家庭庁から発出された通知等を踏まえ、計画相談支援給付費・障がい児相談支援給付費に関する報酬改定内容及び取扱いを別紙1のとおりまとめましたので、お知らせします。

なお、同内容は報酬改定の概要をお知らせするものであり、サービス提供や給付費請求にあたっては、法令等を十分確認のうえ、適切に実施していただきますようお願いいたします。

また、本市における相談支援体制の一層の充実に向けて、別紙2に記載の取組を実施していく予定としておりますので、内容をご了知のうえ、引き続き、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

【お問合せ先】

- ・計画相談支援に関すること：
障がい福祉課（担当：綾塚・柳澤・丸山）
電話 6208-7939 FAX 6202-6962
- ・障がい児相談支援に関すること：
障がい支援課（担当：浦・原田）
電話 6208-8015 FAX 6202-6962

令和 6 年度報酬改定に係る変更内容及び取扱いの概要
(計画相談支援・障がい児相談支援関係)

※文中の「指定特定相談支援事業所」「サービス等利用計画」について、適宜、「指定障がい児相談支援事業所」「障がい児支援利用計画」と読み替えること。

1 基本報酬の見直し

(1) 基本報酬単価の引き上げ

○計画相談支援

	現行	見直し後
・ サービス利用支援費		
機能強化型 (Ⅰ)	1,864	2,014
機能強化型 (Ⅱ)	1,764	1,914
機能強化型 (Ⅲ)	1,672	1,822
機能強化型 (Ⅳ)	1,622	1,672
(Ⅰ)	1,522	1,572
(Ⅱ)	732	732
・ 継続サービス利用支援費		
機能強化型 (Ⅰ)	1,613	1,761
機能強化型 (Ⅱ)	1,513	1,661
機能強化型 (Ⅲ)	1,410	1,558
機能強化型 (Ⅳ)	1,360	1,408
(Ⅰ)	1,260	1,308
(Ⅱ)	606	606

○障がい児相談支援

	現行	見直し後
・ 障がい児支援利用援助費		
機能強化型 (Ⅰ)	2,027	2,201
機能強化型 (Ⅱ)	1,927	2,101
機能強化型 (Ⅲ)	1,842	2,016
機能強化型 (Ⅳ)	1,792	1,866
(Ⅰ)	1,692	1,766
(Ⅱ)	815	815
・ 継続障がい児支援利用援助費		
機能強化型 (Ⅰ)	1,724	1,896
機能強化型 (Ⅱ)	1,624	1,796
機能強化型 (Ⅲ)	1,527	1,699
機能強化型 (Ⅳ)	1,476	1,548
(Ⅰ)	1,376	1,448
(Ⅱ)	662	662

(2) 機能強化型基本報酬算定の要件の追加

機能強化型基本報酬(Ⅰ)～(Ⅲ)について、次の要件を追加する。

- ・ 協議会に定期的に参画し、関係機関等の連携の緊密化を図るために必要な取組を実施していること。
- ・ 基幹相談支援センターが行う地域の相談支援体制の強化の取組に参画していること。

(3) 一体的管理運営による場合の要件の見直し

他の指定特定相談支援事業所との一体的管理運営によって、機能強化型基本報酬(Ⅰ)～

(Ⅲ)を算定する場合の要件を見直す。

【改定前】

運営規程において、市町村により地域生活支援拠点等として位置付けられていることを定めていること。

【改定後】

運営規程において、市町村により地域生活支援拠点等として位置付けられていることを定めていること 又は拠点関係機関との連携体制を確保するとともに、協議会に定期的に参画していること。

※地域生活支援拠点等と位置付けられていなくても、所定の要件を満たし、事業所間で協定を結んで一体的に管理運営を行うことで、機能強化型基本報酬(Ⅰ)～(Ⅲ)の算定が可能。

(例)各指定特定事業所に次の相談支援専門員が**常勤専従で配置**されている場合

A 事業所:現任 1 名 B 事業所:初任者 1 名 C 事業所:初任者 2 名

これら 3 事業所が一体的管理運営を行い、協力して 24 時間連絡体制を確保

⇒ 機能強化型基本報酬(Ⅰ)を算定できる。

※機能強化型基本報酬を算定する事業所は、地域生活支援拠点等の機能を担うことが期待される。

2 各種加算の見直し

(1) 主任相談支援専門員配置加算

従来の要件による区分に加え、新たな要件による区分を創設する。

【改定前】

主任相談支援専門員配置加算 100 単位／月

主任相談支援専門員を常勤専従で配置し、当該指定特定相談支援事業所等の従業者に研修を行った場合に加算。

【改定後】

・ 主任相談支援専門員配置加算 (Ⅰ) 300 単位／月

基幹相談支援センターの運営の委託を受けている指定特定相談支援事業所、児童福祉法第 43 条に規定する児童発達支援センターと一体的に運営される指定特定相談支援事業所又は地域の相談支援の中核を担う機関として市町村長が認める指定特定相談支援事業所であって、主任相談支援専門員を常勤専従で配置し、当該事業所及びその他の事業所の従業者に指導・助言を行った場合に加算。

・ 主任相談支援専門員配置加算 (Ⅱ) 100 単位／月

主任相談支援専門員を常勤専従で配置し、当該事業所の従業者に研修を行った場合に加算。

(2) 地域体制強化共同支援加算

算定できる事業所の要件を見直し。

【改定前】

運営規程において、市町村により地域生活支援拠点等として位置付けられていることを定めていること。

【改定後】

運営規程において、市町村により地域生活支援拠点等として位置付けられていることを定めていること又は地域生活支援拠点等に係る関係機関との連携体制を確保するとともに、協議会に定期的に参画していること。

※具体的な運用方法については、別途、通知する。

(3) 医療・保育・教育機関等連携加算

サービス利用支援・障がい児支援利用援助実施時に加え、継続サービス利用支援・継続障がい児支援利用援助実施時にも算定可能とし、報酬単価を引き上げ。

通院に同行し利用者の状況を情報提供する場合や、関係機関等からの求めに応じて利用者の状況を情報提供する場合も加算の対象とする。

【改定前】

福祉サービス等提供機関（障がい福祉サービス等を除く。この加算について同じ。）の職員等と面談を行い、利用者に関する必要な情報の提供を受けた上で、サービス利用支援・障がい児支援利用援助を行った場合に加算。（100 単位／月）

【改定後】

サービス利用支援、障がい児支援利用援助、継続サービス利用支援又は継続障がい児支援利用援助を実施する月において、次の①～③のいずれかの業務を行った場合に加算

①福祉サービス等提供機関の職員等と面談又は会議を行い、利用者に関する必要な情報の提供を受けた上で、指定サービス利用支援・障がい児支援利用援助を行った場合（200 単位／月）、又は指定継続サービス利用支援・継続障がい児支援利用援助を行った場合（300 単位／月）

②利用者が病院等に通院するに当たり、病院等を訪問し、当該病院等の職員に対して、利用者の心身の状況、生活環境等の利用者に係る必要な情報を提供した場合（300 単位／月 3 回まで。同一の病院等は月 1 回。）

③福祉サービス等提供機関からの求めに応じて、利用者に関する必要な情報を提供した場合（病院等、それ以外の区分ごとに 150 単位／月）

※②については、病院等への行き帰りの介助を目的とするものではないことに留意。

(4) 集中支援加算

従来の要件に加えて、通院に同行し利用者の状況を情報提供する場合や、関係機関等からの求めに応じて利用者の状況を情報提供する場合も加算の対象とする。

【改定前】

居宅訪問、会議開催、会議出席（いずれも 300 単位／月）

【改定後】

- ・居宅訪問、会議開催、会議出席（いずれも 300 単位／月）
- ・利用者が病院等に通院するに当たり、病院等を訪問し、当該病院等の職員に対して、利用者の心身の状況、生活環境等の利用者に係る必要な情報を提供した場合（300 単位／月 3 回まで。同一の病院等は月 1 回。）
- ・福祉サービス等提供機関からの求めに応じて、利用者に関する必要な情報を提供した場合（病院等、それ以外の区分ごとに 150 単位／月）

※病院同行については、病院等への行き帰りの介助を目的とするものではないことに留意。

(5) 各種体制加算

- ・従来の要件による区分に加えて、該当する利用者を現に支援していることを評価する区分を新設。
- ・高次脳機能障がい支援体制加算を新設。

【改定前】

指定された研修を修了した相談支援専門員を常勤で 1 名以上配置した上で、その旨を公表している場合に加算。（35 単位／月）

【改定後】

- ・支援体制加算（Ⅰ） 60 単位／月

- ・指定された研修を修了した相談支援専門員を常勤で 1 名以上配置した上で、その旨を公表しており、かつ、当該相談支援専門員により、対象となる利用者に対して前 6 月に指定計画相談支援・指定障がい児相談支援を行っている場合に加算。
- ・精神障がい支援体制加算については、上記に加え、対象障がい者が前 1 年以内に通院・利用した病院等・訪問看護事業所であって、療養生活継続支援加算を算定している病院等、精神科重症患者支援管理連携加算を算定している訪問看護事業所の看護師、保健師、精神保健福祉士と年 1 回以上面談し、精神障がい者の支援に関して検討を行っていることが必要。

- ・支援体制加算（Ⅱ） 30 単位／月

指定された研修を修了した相談支援専門員を常勤で配置した上で、その旨を公表している場合に加算。

※対象となる利用者

- ・要医療児者支援体制加算

医療的ケア児者 →受給者証の決定内容等で確認

- ・行動障がい支援体制加算

区分3以上、かつ、行動関連項目10点以上（児童の場合は児基準20点以上）

→受給者証の決定内容、概況調査票などで確認

- ・精神障がい者支援体制加算

精神障がいのある人

- ・高次脳機能障がい支援体制加算

高次脳機能障がいのある人

→診断書の記載で確認（対象となる研修については、大阪府において実施が決められれば周知予定。）

【参考】

加算を算定している病院等、訪問看護事業所については、次の近畿厚生局ホームページに掲載の資料を参考とされたい。

- ・療養生活継続支援加算を算定する病院等

https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kinki/gyomu/gyomu/hoken_kikan/shitei_jokyo_00004.html

※各府県別の「医科」のファイルを参照

- ・精神科重症患者支援管理連携加算を算定する訪問看護事業所

https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kinki/gyomu/gyomu/hoken_kikan/shitei_jokyo_00005.html

※各府県別の「訪問看護ステーションに係る施設基準の届出受理状況」ファイルを参照

（6）遠隔地訪問加算

遠隔地にある居宅等や関係機関を訪問する負担を評価する加算を**新設**する。

特別地域加算の対象区域に所在し、かつ、指定特定相談支援事業所との間に一定の距離がある（概ね片道1時間以上を要する）利用者の居宅等、病院等その他機関を訪問して、以下の加算を算定する場合に、これらの加算の算定回数に応じて加算する。（300単位／回）

- ・初回加算（重ねて算定する場合）
- ・入院時情報連携加算（病院訪問）
- ・退院・退所加算
- ・居宅介護支援事業所等連携加算（居宅訪問）
- ・保育・教育等移行支援加算（居宅訪問）
- ・医療・保育・教育機関等連携加算（訪問、通院同行）

- ・集中支援加算（居宅訪問、通院同行）

（７）地域生活支援拠点等機能強化加算

地域生活支援拠点等において、情報連携等を担うコーディネーターの配置を評価する加算を**新設**する。

- ・地域生活支援拠点等機能強化加算 500 単位／月

次のいずれかに該当する場合に加算する。

- ・計画相談支援及び障がい児相談支援（機能強化型基本報酬（Ⅰ）又は（Ⅱ）を算定する場合に限る。）と自立生活援助、地域移行支援及び地域定着支援のサービスを一体的に運営し、かつ、地域生活支援拠点等に位置付けられた相談支援事業所等において、情報連携等を担うコーディネーターを常勤で１名以上配置している場合
- ・計画相談支援及び障がい児相談支援（機能強化型基本報酬（Ⅰ）又は（Ⅱ）を算定する場合に限る。）、自立生活援助、地域移行支援及び地域定着支援に係る複数の事業所が、地域生活支援拠点等のネットワークにおいて相互に連携して運営されており、かつ、地域生活支援拠点等に位置付けられた場合であって、当該事業所又はネットワーク上の関係機関（基幹相談支援センター等）において、情報連携等を担うコーディネーターを常勤で１名以上配置している場合

※配置されたコーディネーター１人当たり、算定数の上限を１月当たり合計１００回までとし、当該加算はコーディネーターの人件費等に充当されるものとする。

※コーディネーターは、原則として、専ら当該業務に従事する者とする。

※コーディネーターの配置については、事前に本市との協議を要する。

（８）その他、報酬単価の引き上げ

次の加算について、業務の負担を考慮して単価を引き上げる。

- ・入院時情報連携加算（Ⅰ） 200 単位 → 300 単位
- ・入院時情報連携加算（Ⅱ） 100 単位 → 150 単位
- ・退院・退所加算 200 単位 → 300 単位
- ・居宅介護事業所等連携加算（情報提供） 100 単位 → 150 単位
- ・保育・教育等移行支援加算（情報提供） 100 単位 → 150 単位

※入院時情報連携加算について、利用者が重度訪問介護を利用して入院する場合は、当該指定重度訪問介護事業所と必要な連携を図ること。

３ ICT の活用

次の加算の算定要件となっている「月２回以上の利用者の居宅への訪問」のうち、その一部についてテレビ電話装置等の利用による面談を認める。ただし、月１回は訪問を要する。

- ・初回加算（重ねて算定する場合）
- ・集中支援加算
- ・居宅介護支援事業所等連携加算
- ・保育・教育等移行支援加算

また、機能強化型基本報酬の算定要件である留意事項伝達会議等について、テレビ電話装置等を活用して行うことができる。

4 人材の確保

機能強化型基本報酬を算定し、かつ、主任相談支援専門員を配置している指定特定相談支援事業所は、社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有する者を、専従の相談支援員として配置することができる。

相談支援員は、利用者へのアセスメント等によるサービス等利用計画案の原案の作成、モニタリングの業務を行うことができる。

取扱件数の算出に際し、相談支援専門員の平均員数の算定において、相談支援員一人を相談支援専門員 0.5 人とみなす。

5 兼務の範囲

指定基準において、相談支援専門員、相談支援員の兼務の範囲が見直されたことに伴い、専従を要する相談支援専門員、相談支援員について、指定特定相談支援事業、指定地域移行支援事業、指定地域定着支援事業、指定障がい児相談支援事業、指定自立生活援助事業、基幹相談支援センター、障害者総合支援法第 77 条第 1 項第 3 号に規定する障がい者相談支援事業の業務に従事することができるものとする。

また、常勤専従を求められている相談支援専門員について、当該指定特定（障がい児）相談支援事業所及び同一敷地内にある指定一般相談支援事業所、指定自立生活援助事業所の管理者を兼務することができる。主任相談支援専門員配置加算を算定する場合には、主任相談支援専門員による地域の相談支援事業所の従事者に対する助言指導の実施に支障のない場合に限る。

6 障がい者の意思決定支援の推進

障がい者の意思決定支援を推進するため、原則として、利用者本人がサービス担当者会議に出席することを指定基準において規定。

計画相談支援の提供において、「障害福祉サービスの利用等に当たっての意思決定支援ガイドラインについて」の内容を踏まえ、利用者の意思決定の支援に配慮することを指定基準に規定。

また、サービス提供事業所は、個別の支援計画を作成した時は、指定特定・障がい児相談支援事業所にも交付するよう、指定基準において規定。

7 こどもの最善の利益の保障、インクルージョンの推進

指定基準において、障がい児相談支援事業所に対し、障がい児等の意思の尊重、こどもの最善の利益の優先考慮の下で、障がい児支援利用計画の作成、サービス担当者会議の実施を進めること、及び、インクルージョンの推進に努めることを求める。

8 障がい者虐待防止の推進

次の障がい者虐待防止措置を未実施の事業所に対して、基本報酬の1%を減算する。

【虐待防止措置未実施減算】

- ・虐待防止委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ること
- ・従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること
- ・上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと

9 業務継続に向けた取組の強化

感染症や災害が発生した場合であっても、必要なサービスを継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続計画の策定の徹底を求める観点から、次の基準に適用していない場合、基本報酬の1%を減算する。

【業務継続計画未策定減算】

- ・感染症、非常災害の両方の業務継続計画を策定すること
- ・当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること

※計画相談支援、障がい児相談支援などについては、令和7年3月31日までの間は減算を適用しない。

10 情報公表未報告の事業所への対応

利用者への情報公表、災害発生時の迅速な情報共有、財務状況の見える化の推進を図る観点から、障害福祉サービス等情報公表システム上、未報告となっている事業所に対する「情報公表未報告減算」を新設する。

【情報公表未報告減算】

障害者総合支援法第76条の3の規定に基づく情報公表に係る報告がされていない場合、所定単位数の5%を減算する。

【参考】

計画相談支援、障がい児相談支援の実施にあたっては、別添の「障害福祉サービスの利用等にあたっての意思決定支援ガイドラインについて」及び「相談支援業務に関する手引き」(いずれも厚生労働省発行)の内容を参照されたい。

計画相談支援給付費・障がい児相談支援給付費 加算算定早見表

加算名称	サービス利用支援提供月※	継続サービス利用支援（モニタリング）実施月※	その他の月	備考
ピアサポート体制加算	○	○	×	事前届出が必要
行動障がい支援体制加算（Ⅰ、Ⅱ）	○	○	×	事前届出が必要
要医療児者支援体制加算（Ⅰ、Ⅱ）	○	○	×	事前届出が必要
精神障がい者支援体制加算（Ⅰ、Ⅱ）	○	○	×	事前届出が必要
高次脳機能障がい支援体制加算（Ⅰ、Ⅱ）	○	○	×	事前届出が必要
主任相談支援専門員配置加算（Ⅰ、Ⅱ）	○	○	×	事前届出が必要
初回加算	○	×	×	・セルフプランから変更のケースも算定可 ・契約から計画交付まで3月以上要し所定の要件を満たせば重ねて算定可
退院・退所加算	○	×	×	初回加算算定の場合は不可
医療・保育・教育機関等連携加算	○	○	×	初回加算算定の場合は不可
サービス担当者会議実施加算	×	○	×	
集中支援加算	×	×	○	臨時的・不定期な業務を評価
入院時情報連携加算（Ⅰ、Ⅱ）	○	○	○	
居宅介護支援事業所等連携加算（計画相談のみ）	△	△	○	・介護保険サービス利用開始時・就職時のみ ・訪問・会議参加は基本報酬算定時は算定不可
保育・教育等移行支援加算（障がい児相談支援のみ）	△	△	○	・進学・就職時のみ ・訪問・会議参加は基本報酬算定時は算定不可
サービス提供時モニタリング加算	○	○	○	相談支援専門員一人につき39件／月まで
遠隔地訪問加算	○	○	○	所定の加算の算定に加えて算定
地域体制強化共同支援加算	○	○	○	地域生活支援拠点等である、又は拠点関係機関と連携し協議会に定期的に参画している事業所のみ算定可能
地域生活支援拠点等相談強化加算	○	○	○	※地域生活支援拠点等の機能を有すると認めた事業所のみ算定可
地域生活支援拠点等機能強化加算	○	○	×	※地域生活支援拠点等であって拠点コーディネーターを配置する事業所に加算

※障がい児相談支援においては、サービス利用支援提供月は「障がい児支援利用援助提供月」と、継続サービス利用支援（モニタリング）実施月は「継続障がい児支援利用援助（モニタリング）実施月」と読み替えます。

本市における相談支援体制の充実に向けた取組について

障がいのある人が、地域において安心して暮らし続けることができるためには、相談支援体制の充実が重要である。このため、地域における相談支援体制の一層の充実を図るため、次の取組を行う。

1 地域生活支援拠点等の機能を担う障がい福祉サービス事業所等の登録推進

本市では、令和4年8月1日付けで「大阪市地域生活支援拠点等整備要綱」を制定のうえ、同年11月から拠点等の登録を開始した。令和6年4月1日より、法令等の改正への対応及びより多くの事業所に拠点等の機能を担っていただけることを目的として、整備要綱を一部改正する。

この改正により、国の報酬告示における「複数の相談支援事業所等により一体的に管理運営を行う場合」の基準に合致するものとして届け出た複数事業所を、一括して拠点等として取り扱うことができるようになり、相談支援専門員が1人配置の事業所も登録ができるようになる。

※具体的な取扱いについては、別途、通知する。

【参考】

令和6年度障がい福祉サービス等報酬改定において、複数事業所が協働で体制を確保する場合に機能強化型サービス利用支援費を算定できる要件が追加された。

※ 別紙 1 1－(3) 参照

2 相談支援体制の強化につながる専門的研修の実施

本市では、相談支援事業所に向けた様々な研修を実施しているが、「障がい者相談支援研修センター」で実施している次の研修については、計画相談支援給付費における体制加算の対象となる研修である。

- ・自らの障がいや疾病の経験を活かしながら障がいのある人の支援を行うピアサポーター、及びピアサポーターの活用方法等を理解した事業所の管理者等を養成する「障がい者ピアサポート研修」
- ・精神障がいのある人の特性に応じた支援を提供できる従事者の養成に資する研修

※今年度以降も、同様の研修を実施する際には、より質の高い相談支援が実施されること

をめざして、相談支援事業所に周知予定。

3 相談支援専門員を増やすための取組

相談支援事業所に相談支援専門員が複数配置されることで、より質の高い相談支援を安定的に提供できることが期待できるため、令和5年度より、全ての相談支援事業所に対し、事前に本市から推薦希望を募り、大阪府へ推薦する取組を行っている。

今後も、府の募集時期に合わせ、本市から相談支援事業所に対して推薦にかかる照会を行うこととし、相談支援専門員の増員等に向けた取組を行う。

4 指定特定相談支援事業所への主任相談支援専門員の配置

指定特定相談支援事業所に配置された主任相談支援専門員が、地域の相談支援体制において重要な役割を果たし、地域づくり、人材育成、困難ケースへの対応に尽力いただけるよう、大阪府の実施する「主任相談支援専門員養成研修」における推薦対象を、令和5年度から、指定特定相談支援事業所で従事する相談支援専門員に拡大している。

今後も、府の募集時期に合わせ、本市から推薦にかかる照会を行うこととし、地域における相談体制の充実に協力いただけるよう、周知する。なお、主任相談支援専門員を配置し、所定の要件を満たした場合には「主任相談支援専門員配置加算」を算定できる。